

元高小中第1691号
令和2年3月3日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長

修学旅行の引率教員旅費等について（通知）

このことについては、令和2年3月2日付け高小中第1654号教育長通知「修学旅行の引率教員数及び旅費等について」により、令和3年4月1日以降実施される修学旅行から適用されます。

これに伴い、修学旅行にかかる引率教員旅費等については、下記のとおりとします。

記

1 引率教員の旅費について

小学校は42,930円以内、中学校は58,800円以内とします。

なお、職員の旅費に関する条例（昭和29年7月12日条例第36号）に基づき、学校から高知市丸ノ内までの自家用車の車賃を加算します。ただし、学校から高知市丸ノ内までの距離が4キロメートル未満の場合は加算できません。

2 基準を超える場合の取扱いについて

上記1の旅費額を超えた場合、並びに「修学旅行引率教員の旅費に係る人数基準」を超えて引率を行った場合には、県から配分する旅費では支給できません。

3 その他

小学校学習指導要領（平成29年7月告示）第6章の第2〔学校行事〕（中学校学習指導要領第5章の第2の2〔学校行事〕）の2には、遠足（旅行）・集団宿泊的行事の「内容」として、「〔略〕、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。」と記載されております。各学校においては、その「内容」を踏まえ、修学旅行における目的やねらいを明確にして、その上で保護者の経済的負担を考慮し、学習の目的に即した適地を精選してください。

小中学校課 総務担当
電話：088-821-4735